

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等 状況報告書の作成における注意点について

目 次

1	概 要	1
2	報告書の入手方法	2
3	提出方法・提出先等	2
	(1) 提出方法	2
	(2) 提出部数	2
	(3) 提出先	2
	(4) 問い合わせ先	2
4	記入方法	3
	(1) マニフェストA票から	3
	(2) 報告数が多いときは	4
	(3) 項目の説明	4
5	よくある質問(Q&A)	7
	(1) 報告に関すること	7
	(2) 報告書の作成及び提出に関すること	7
	(3) 記入方法に関すること ①：報告者、事業場の情報等	9
	(4) 記入方法に関すること ②：廃棄物の運搬先等	10
	(5) 産業廃棄物処理業者に関すること	11
	(6) その他	12
6	参考資料	13
	表1 業種一覧	13
	表2 換算係数	15

1 概 要

報告頻度	<p>○ 報告は毎年1回です</p> <p>毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間(前年度)に交付した産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の交付等の状況を報告書によって報告します。</p> <p>※ 報告書は、4月1日から6月30日までの間に提出する必要があります。</p>
報告対象	<p>○ 報告対象者はマニフェストを交付した排出事業者（中間処理事業者を含む。）です</p> <p>※ マニフェストを交付した場合には、多少に関係なく報告書の提出が必要です。ただし、廃棄物の排出がなくマニフェストを交付しなかった場合には、報告書を提出する必要はありません。</p>
報告書の提出	<p>○ 提出先は、事業場が所在する都道府県等です</p> <p>県内（宮崎市を除く。）に所在する事業場については、宮崎県に報告書を提出してください。</p> <p>※ 宮崎市に所在する事業場については宮崎市に、県外に所在する事業場については当該都道府県等に提出先をお尋ねください。</p>
報告書のとりまとめ方	<p>○ 事業場ごとに報告書を作成します</p> <p>事業場(排出場所の所在地が異なる場合には別事業場となります。)ごとに報告書を作成し、とりまとめます。</p> <p>○ とりまとめの例外</p> <p>短期間設置する事業場や所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場として報告書を作成します。</p> <p>(例1) 建設工事現場(道路や河川工事現場を含む。)</p> <p>(例2) リース会社が、廃棄物となったリース品を客先で産業廃棄物処理業者に引き渡したとき</p>
その他	<p>○ 報告書に添付する書類はありません</p> <p>必要事項を記入した報告書を提出するだけで、マニフェストやその写しを添付する必要はありません。</p> <p>○ 電子マニフェストを使用したものは報告の必要はありません</p> <p>電子マニフェストの運用団体である公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターから都道府県知事等に対し、電子マニフェストの使用分の報告がありますので、排出事業者が報告する必要はありません。</p> <p>ただし、紙マニフェストと電子マニフェストを併用した場合には、紙マニフェストを使用したものについてのみ、報告が必要です。</p>

2 報告書の入手方法

宮崎県庁ホームページからダウンロードできます。

※ 検索サイトで「宮崎県」「産業廃棄物管理票」の2つのキーワードを入力し検索していただくと、宮崎県庁ホームページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について」へたどり着くことができます。

3 提出方法及び提出先等(宮崎市を除く県内にある事業場についての報告書)

(1) 提出方法

郵送又は窓口への持参のほか、電子メールや宮崎県電子申請システムでも受け付けます。

※ 「宮崎県電子申請システム」とは、宮崎県への申請や届出をいつでも、どこからでも、インターネットを介してオンライン上で行うことができるシステムです。このシステムをご利用になる場合には、ポータルサイト「宮崎県電子申請システム総合窓口」を御確認ください。

(2) 提出部数

1部

- ① 受付印を押印した報告書の控えが必要な場合には、2部提出してください。
- ② 上記①において、郵送による場合には、切手を貼付した返信用封筒に返信場所を明記の上、報告書2部を同封し送付してください。また、窓口へ持参する場合には、その場で受付印を押印の上、1部をお返しします。
- ③ 電子メールでの提出の場合には、受け付けた旨の返信メールは発出しません。
- ④ CD-R及びDVD-R、FAXによる提出は受け付けられません。

(3) 提出先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県環境森林部循環社会推進課 監視・指導担当

Email アドレス junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp

- ① 郵送による場合には、封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と記載してください。
- ② 窓口へ持参する場合には、平日（土日及び祝祭日を除く。）の9時から17時までの間に、県庁7号館（県庁物産館の道路を挟んだ南側の建物）3階の循環社会推進課へお越しください。

(4) 問合せ先

宮崎県環境森林部循環社会推進課 監視・指導担当

☎ (0985) 26-7083

Email アドレス junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp

(宮崎市域に関する問合せ先)

宮崎市環境部環境指導課

☎ (0985) 21-1763

(2) 報告数が多いときは

次に示すとおり、表を追加して対応してください。

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃プラ	3.2	24	00****	県庁運輸(株)	〒884-000* △△郡△△町△△**	20****	県庁産廃(株)	〒
6	金属くず	1.1	1		自社運搬	〒884-000* △△郡△△町△△**	20****	県庁産廃(株)	〒
7									
8									

(3) 項目の説明 (報告書の①～⑫について)

① 報告者の氏名

法人の場合には、法人名と代表者の氏名を、個人事業主の場合には、事業主の氏名を記入します (押印不要)。

なお、後日記載内容について伺うことがありますので、郵送又は窓口へ持参される場合には、担当者の氏名及び連絡先を余白部分に記入してください。

② 事業場の名称及び事業場の所在地

県内 (宮崎市を除く。) に所在する事業場について記入します。

- 複数の建設工事現場などからの排出を1事業場として報告する場合の注意事項
- ・ 県内市町村(宮崎市を除く。)ごとの事業場について報告書を作成します。
 - ・ 例えば、西都市内における事業場であれば、事業場の名称は「西都市内各工事現場」、事業場の所在地は「西都市内各所」と記入します。
支店ごとに作成する場合には、事業場の名称を「西都支店西都市内工事現場」というように支店名を含めて記入することもできます。

③ 業種

業種については、報告者の主たる業種を「表1 業種一覧 (13 ページ)」のうち、中分類から一つを選択し、記入(中分類の欄の番号のみでもかまいません。)します。

④ 産業廃棄物の種類

マニフェストの「産業廃棄物の種類」欄に記載 (チェック) されている内容を確認し、記入します。

- 複数の記載 (チェック) がある場合の注意事項
- ・ 報告書の「産業廃棄物の種類」欄に「その他の混合廃棄物」と記入し、チェックしてある廃棄物を括弧書きで全て記入してください。

⑤ 排出量（t）

④、⑧、⑨、⑩の全てが同一のマニフェストについては、排出量の合計を記入します。

この場合、排出量の数量が「t(トン)」以外の単位で記載されている場合には、「表2 換算係数（15 ページ）」を掲載していますので、「t（トン）」に換算した数量を記入してください。

⑥ 管理票の交付枚数

④、⑧、⑨、⑩の全てが同一のマニフェストの枚数を記入します。枚数は、マニフェスト A 票の枚数となります。

⑦ 運搬受託者の許可番号

運搬受託者と取り交わした委託契約書に添付されている許可証の写しに記載された許可番号の下 6 桁（同一の事業者であれば全国共通です。）を記入します。

(例) 許可番号 0 4 5 □ ▽ 9 9 9 9 9 9 ⇒ 「9 9 9 9 9 9」と記入

○ 自社で廃棄物を運搬した場合の注意事項

- ・ 収集運搬業者に委託せず自社で運搬した場合、「運搬受託者の許可番号」欄は、何も記載せず「空欄」としてください。

⑧ 運搬受託者の氏名又は名称

運搬受託者の氏名又は名称を記入します。

○ 自社で廃棄物を運搬した場合の注意事項

- ・ 収集運搬業者に委託せず自社で運搬した場合、「運搬受託者の氏名又は名称」欄は、「自社運搬」と記入します。

○ 個人事業主である収集運搬(処分)業者に委託している場合の注意事項

- ・ 収集運搬(処分)業者が、個人名で運搬(処分)許可を取得している場合がありますので、委託契約書に添付されている許可証の写しを確認し、許可証に記載されている名称で記入をしてください。

⑨ 運搬先の住所

運搬先の事業場の住所を記入します。

⑩ 処分受託者の許可番号

処分受託者と取り交わした委託契約書に添付されている許可証の写しに記載された許可番号の下 6 桁（同一の事業者であれば全国共通です。）を記入します。

(例) 許可番号 0 4 5 □ ▽ 9 9 9 9 9 9 ⇒ 「9 9 9 9 9 9」と記入

⑪ 処分受託者の氏名又は名称

処分受託者の氏名又は名称を記入します。

- | |
|---|
| <p>○ 持込み先で原料等として買い取ってもらえるけれども、運搬に要する経費が買取金額を超えてしまうため、収集運搬の過程が廃棄物扱いとなる場合(いわゆる「到着時有害物」)における注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ この場合、「処分受託者の許可番号」欄には、「有償売却」と記入し、「処分受託者の氏名」欄には「有償売却」をした業者名を記入してください。 |
|---|

⑫ 処分場所の住所

前記⑨の運搬先住所と同一のため、記入する必要はありません。

5 よくある質問（Q&A）

（1）報告に関すること

問1 前年度、産業廃棄物の排出量がなかったときも報告書を提出するのですか。

答 報告書を提出する必要はありません。

マニフェストを交付した排出事業者には報告の義務がありますが、前年度にマニフェストを1枚も交付しなかったときには、報告書を提出する必要はありません。

問2 専ら再生利用の目的となる古紙やくず鉄などの産業廃棄物をそれらのみを扱う業者（専ら業者）に処理委託していますが、これらも報告が必要ですか。

答 報告書を提出する必要はありません。

専ら業者に処理を委託した産業廃棄物は、マニフェストを交付する必要がありませんので、報告の対象外となります。

問3 家電製品（廃家電）の処分を委託したときにも報告書の提出が必要ですか。

答 家電リサイクル伝票を用いたときは、マニフェストを交付する必要がありませんので、報告書を提出する必要はありません。

ただし、マニフェストを交付して、廃家電製品を運搬したときには、報告書を作成し、提出する必要があります。

問4 テナントビルの管理会社がマニフェストを交付しているときでも、そのビルの入居者も報告書を提出することになるのですか。

答 テナントビルの入居者であっても、自らが交付したマニフェストがあれば、報告書を提出する必要があります。

なお、テナントビルの管理会社は、管理会社として交付したマニフェストの分についてのみ報告書を提出することとなります。

（2）報告書の作成及び提出に関すること

問5 報告書にある「年度」欄には、前年度の数字を記入すればいいのですか。

答 報告書は、その年の3月31日以前の1年間（前年度）に交付したマニフェストの交付状況等を報告するものですから、前年度の数字を記入することとなります。報告する年度ではありませんので、注意してください。

問6 県内にいくつもの小売店舗を有しているのですが、それらをまとめて、1事業者として報告書を提出することができますか。

答 マニフェストを交付した事業者ごとに報告書を作成し、提出するよう定められていますので、複数の店舗の状況をひとつの報告書に記入、作成し、提出することはできませんが、店舗ごとに別々に作成した報告書を一緒にして提出することは差し支えありません。

問7 報告書の作成に当たって、工事現場には例外が適用されるとのことですが、どのような内容ですか。

答 報告書は、マニフェストを交付した事業場ごとに作成しなければならないと定められていますが、工事現場のように短期間設置する事業場や、所在地の一定しない事業場が2以上ある場合、例外的に複数の事業場をひとつの事業場として報告書を作成することが認められています。

しかしながら、県内（宮崎市を除く。）の複数の工事現場で交付したマニフェストを報告書にまとめることが困難な場合には、工事現場ごとに報告書を作成し、提出しても差し支えありません。

問8 事業場を移転した場合、移転後の報告書に移転前のものを含めて作成し、提出することができますか。

答 事業場を移転したときには、移転前の報告書と移転後の報告書を別々に作成し、提出することとなります。

この場合、移転後の報告書の記入方法については、通常の場合と同じですが、移転前の報告書については、報告書の「報告者」欄の住所には現在の住所を、「事業場の所在地」欄には、移転前の所在地の住所を記入することになりますので、注意してください。

問9 報告書の様式を作り替えて、報告しても差し支えありませんか。

答 報告書の様式は、法令で定められたものです。

行数を増やしたり、罫線枠を拡げるといった軽微な変更については認められますが、様式と明らかに異なる作り替えは、受付できない場合がありますので、慎んでください。

(3) 記入方法に関すること① － 報告者、事業場の情報等

問 10 法人の場合の報告者は、代表権を有する社長ですか。

答 原則として、代表者（代表取締役や理事長、市町村長など）から報告していただくこととなります。

ただし、当該組織内において、産業廃棄物の契約権限が代表者以外の者（支社長や支店長など）に委譲されているような場合には、権限の委譲を受けた者が報告しても差し支えありません。

問 11 報告書は押印不要ですが、押印しても差し支えありませんか。

答 押印の必要はありませんが、押印しても差し支えありません。ただ、お控えいただくようお願いしています。

問 12 A社とB社が合併して昨年度末にC社となりました。A社の状況を報告するときの「報告者」は、どのように記入すればいいのでしょうか。

答 お尋ねの場合、報告の時点でA社及びB社は存在しませんので、いずれの報告書も報告者はC社となります。報告書の「事業場の名称」欄に「旧A社」と記入し、旧A社が当該事業場で交付したマニフェストから報告書を作成します。

旧A社分、旧B社分、C社分と3つの報告書を作成し、提出することとなります。

C社分に、合併前のA社、B社分をまとめることはできませんので、注意してください。

問 13 事業場が無人の倉庫で電話がないとき、「電話番号」欄は空欄のままでいいのですか。

答 事業場に電話がないときには、報告書を記載された方の連絡先を記入するようにしてください。

問 14 排出量は、必ずトン単位で記入しなければならないのですか。1gに満たない産業廃棄物を処理委託したときも同じですか。

答 トンに換算した数値を記入してください。この場合、小数点以下7桁目を四捨五入して小数点以下6桁を表示することとなります。

なお、排出量が1g未満の場合には、「0.000001 t」と表示します。

問 15 「処分場所の住所」欄は、何も記入しなくてもよいのですか。

答 「処分場所の住所」欄は、最終処分場の所在地を記入するのではなく、処分受託者の住所を記入します。処分受託者の住所は、通常、「運搬先の住所」欄に記入した処分受託者の住所と同一となりますので、「処分場所の住所」欄は、空欄のまま、何も記入する必要はありません。

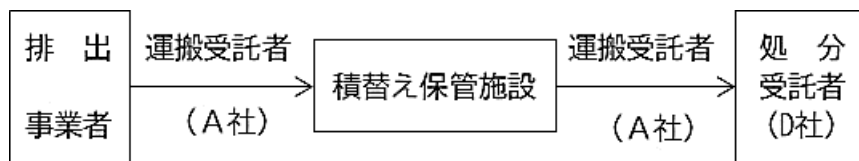
(4) 記入方法に関すること② - 廃棄物の運搬先等

問 16 マニフェストの「積替え又は保管」欄に住所が記入されていますが、この住所は報告書に記入しなくてもよいのでしょうか。

答 運搬受託者が1社のときには、記入する欄はありませんが、運搬受託者が2社以上のときには、「運搬先の住所」欄に記入する必要がありますので注意してください。

記入方法については、次のとおりです。

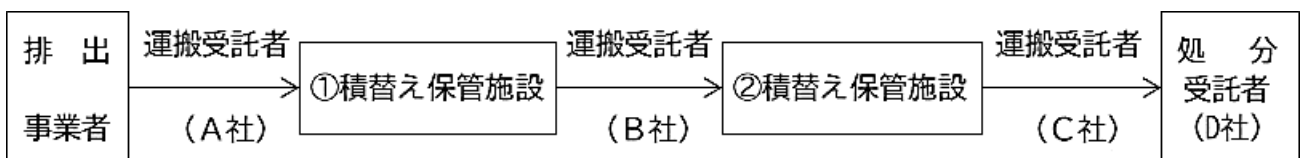
【運搬受託者が1社の場合】



番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は住所	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は住所	処分場所の住所
1	がれき類	3.2	1	A社の許可番号	A社	D社の住所	D社の許可番号	D社	

【運搬受託者が3社の場合】

各収集運搬事業者の運搬先を運搬の順番が分かるように記入してください。



番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は住所	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は住所	処分場所の住所
1	がれき類	3.2	1	A社の許可番号	A社	上図 ①の住所	処分していないため 空欄	D社	
「番号1」についての報告のため 空欄				B社の許可番号	B社	上図 ②の住所			
				C社の許可番号	C社	D社の住所			

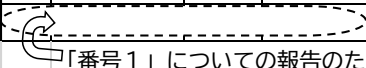
問 17 委託業者が再委託を行った場合には、どのように記入するのですか。

答 報告書には、再委託先の業者についても記入する必要がありますので、注意してください。

記入方法については、次のとおりです。

【運搬受託者が再委託した場合】

○ 排出事業者から運搬を委託された A 社が B 社へ運搬を再委託した場合(処分受託者：D 社)の記入方法

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は住所	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は住所	処分場所の住所
1	がれき類	3.2	1	A 社の許可番号	A 社(再委託)	〈処分していないため 空欄〉			
				B 社の許可番号	B 社		D 社の住所	D 社の許可番号	D 社
 「番号 1」についての報告のため 空欄									

【処分受託者が再委託した場合】

○ 排出事業者から処分を委託された D 社が E 社へ処分を再委託した場合(運搬受託者：A 社)の記入方法

番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は住所	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は住所	処分場所の住所
1	がれき類	3.2	1	A 社の許可番号	A 社	D 社の住所	D 社の許可番号	D 社(再委託)	
				〈「番号 1」についての報告のため 空欄〉		E 社の住所	E 社の許可番号	E 社	

(5) 産業廃棄物処理業者に関すること

問 18 報告の対象には、中間処理後の残さ物に係るマニフェスト(二次マニフェスト)分も含まれますか。

答 報告の対象となりますので、報告書の作成をお願いします。

問 19 自社の排出した廃棄物についてのマニフェスト(一次マニフェスト)と二次マニフェストは、別々に報告しなければならないのですか。

答 一次マニフェストと二次マニフェストを区別せず、報告することができます。

(6) その他

問 20 報告書を提出しない場合には、罰則の適用があるのですか。

答 最終的に罰則の適用がありますので、報告書の期限内提出をお願いします。
廃棄物処理法が定める報告書に関する事項は、次のとおりです。

【廃棄物処理法が規定する報告書に関する事項】

- マニフェスト交付者には、報告書を作成し、知事等へ提出する義務(法第 12 条の3第 7 項)があります。
- マニフェスト交付者から報告書の提出がないときには、知事等は、報告書を提出するようマニフェスト交付者に対して勧告する場合(法第 12 条の6第 1 項)があります。
- 知事等は、マニフェスト交付者が勧告に従わないときには、その旨を公表すること(法第 12 条の6第 2 項)があります。
- 知事等は、勧告に従わず、その旨を公表されても、正当な理由なく報告書を提出しないマニフェスト交付者に対して、報告書を提出するように命令すること(法第 12 条の6第 3 項)があります。
- 知事等からの命令に従わない場合には、廃棄物処理法違反として、罰則(法第 27 条の2第 11 号。1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)の対象となります。

問 21 報告書の期限内提出を促す意味でも、県から排出事業者に対して「お知らせ文」を送付することはできませんか。

答 廃棄物処理法は、排出事業者に対して報告書の提出を求めています。
報告書の提出は、排出事業者の義務と考えられるので、県から個々の排出事業者への案内文送付は行っていません。

問 22 報告書を提出した後、内容の誤りに気づいた場合には、どのように対応すればよいのでしょうか。

答 訂正後の報告書を再提出してください。
この場合、訂正後の報告書に訂正事項が分かる資料(例えば、提出済報告書(写)の該当部分の朱書き訂正など)を添付してください。

問 23 過年度分の報告書を提出することはできますか。

答 過年度分について提出漏れがある場合には、速やかに提出してください。
なお、提出に当たっては、該当する実績年度を朱書きで記入してください

問 24 自社の担当者が辞めてしまい報告書を提出したか分かりません。どのように対応すればよいですか。

答 報告書提出の有無が分からないときは、念のため、提出をお願いします。
なお、報告書の提出に当たっては、報告書の先頭ページの余白部分に「提出しているか分からないため再提出」と朱書きで記入してください。

■ 参考資料

表1 業種一覧 (③関係)

「業種」欄には、国が定める「日本標準産業分類(下表)」の中分類の中から一つを選択して記入してください。当該事業場で複数の事業を行っている場合には、主たる業種を一つだけ選んでください。

○ 日本標準産業分類より (平成 25 年 10 月改訂)

大分類		中分類		大分類		中分類			
A	農業、林業	01	農業	I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業		
		02	林業			51	繊維・衣服等卸売業		
		B	漁業			03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
						04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業			54	機械器具卸売業		
D	建設業	06	総合工事業			55	その他の卸売業		
		07	職別工事業(設備工事業を除く)			56	各種商品小売業		
		08	設備工事業			57	織物・衣服・身の回り品小売業		
E	製造業	09	食料品製造業			58	飲食料品小売業		
		10	飲料・たばこ・飼料製造業			59	機械器具小売業		
		11	繊維工業			60	その他の小売業		
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)			61	無店舗小売業		
		13	家具・装備品製造業			J	金融業、保険業	62	銀行業
		14	パルプ・紙・紙加工製造業					63	協同組織金融業
		15	印刷・同関連業					64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		16	化学工業					65	金融商品取引業、商品先物取引業
		17	石油製品・石炭製品製造業					66	補助的金融業等
		18	プラスチック製品製造業					67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
		19	ゴム製品製造業			K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業					69	不動産賃貸業・管理業
		21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業				
		22	鉄鋼業	L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		
		23	非鉄金属製造業			72	専門サービス業(他に分類されないもの)		
		24	金属製品製造業			73	広告業		
		25	はん用機械器具製造業			74	技術サービス業(他に分類されないもの)		
		26	生産用機械器具製造業			M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
		27	業務用機械器具製造業					76	飲食店
		28	電子部品・回路・電子回路製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業		
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業						
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業						
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業						
32	その他の製造業	O	教育、学習支援業	81	学校教育				
33	電気業			82	その他の教育、学習支援業				
F	電気・ガス・熱供給・水道業	34	ガス業	P	医療、福祉	83	医療業		
		35	熱供給業			84	保健衛生		
		36	水道業			85	社会保険・社会福祉・介護事業		
		G	情報通信業	37	通信業	Q	複合サービス事業	86	郵便局
38	放送業			87	協同組合(他に分類されないもの)				
39	情報サービス業			R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業		
40	インターネット附随サービス業					89	自動車整備業		
41	映像・音声・文字情報制作業					90	機械等修理業		
H	運輸業・郵便業	42	鉄道業			91	職業紹介・労働者派遣業		
		43	道路旅客運送業			92	その他の事業サービス業		
		44	道路貨物運送業			93	政治・経済・文化団体		
		45	水運業			94	宗教		
		46	航空運輸業			95	その他のサービス業		
		47	倉庫業	96	外国公務				
		48	運輸に附帯するサービス業	S	公務(他に分類されるものを除く)	97	国家公務		
		49	郵便業(信書便事業を含む)			98	地方公務		
				T	分類不能の産業	99	分類不能の産業		

○ 「業種」選択のポイント

よくある誤りをまとめてみました。

排出場所等	選択する業種
自社製品の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の主たる業種(例えば、医薬品業の自社製品倉庫からの場合には、「E16 化学工業」)を記入してください。 ・ 「H47 倉庫業」は、貸倉庫業を営んでいる場合となります。
テナントビル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該テナントビルの管理上、産業廃棄物を排出することとなりますので、テナントの業種ではなく、「K69 不動産賃貸業・管理業」を記入してください。
動物病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬や猫などの動物を診療するところですので、「L74 技術サービス業(他に分類されないもの)」を記入してください。 ・ 「P83 医療業」は、患者(人)に対して医療を行う場合となります。
電気、ガス、水道などの設備工事を行う業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「D08 設備工事業」を記入してください。 ・ 「F33 電気業」「F34 ガス業」「F36 水道業」は、電気、ガス、水道を供給、汚水などの処理等を行う場合となります。
企業内の診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第8条の規定により、診療所の医師から知事に対して診療所開設の届出が行われていますので、この場合には、自社の主たる業種ではなく、「P83 医療業」を記入してください。
保健所、家畜保健衛生所などの行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれも自治体の行政機関ですが、「S98 地方公務」ではなく、保健所は「P84 保健衛生」、家畜保健衛生所は「R95 その他のサービス業」を記入してください。 ・ 「S98 地方公務」は、立法事務及び行政事務を行う事務所で、本庁や地方事務所などに限定されます。 ・ そのため、それ以外の社会公共のために公務を行っている事務所は、一般の産業と同様の業種として区分しなければならず、例えば、保育園は「P85 社会保険・社会福祉・介護事業」と、小学校や中学校、高等学校は、「081 学校教育」となります。

表2 換算係数(⑤関係)

「排出量」欄には、マニフェストに記載してある量を記入しますが、重量(トン)以外の単位で記載してある場合には、当該排出量を重量(トン)に換算し直す必要があります。報告者自らが換算係数を算出できる場合には、その係数を使用して、また、報告者自らが換算係数を算出できない場合には、次の換算式により、下表の換算係数を使用して、換算した排出量を記入してください。

○ 換算式

① 体積(m ³)から換算 重量(t) = 体積(m ³) × 換算係数(t/m ³)
② 重量(kg)からの換算 重量(t) = 重量(kg) ÷ 1,000
③ 容積(ℓ)からの換算 重量(t) = (容積(ℓ) ÷ 1,000) × 換算係数(t/m ³)

○ 換算係数(参考値:環境省(平 18.12.27 付環廃産第 061227006 号))

産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
1 燃え殻	1.14	13 金属くず	1.13
2 汚泥	1.10	14 ガコン陶	1.00
3 廃油	0.90	15 鋳さい	1.93
4 廃酸	1.25	16 がれき類	1.48
5 廃アルカリ	1.13	17 動物のふん尿	1.00
6 廃プラスチック類	0.35	18 動物の死体	1.00
7 紙くず	0.30	19 ばいじん	1.26
8 木くず	0.55	20 13号廃棄物	1.00
9 繊維くず	0.12	21 建設混合廃棄物	0.26
10 動植物性残さ	1.00	22 廃電気機械器具	1.00
11 動物系固形不要物	1.00	23 感染性産業廃棄物	0.30
12 ゴムくず	0.52	24 廃石綿等	0.30

(換算に当たってのお願い)

① 混合廃棄物について 混合廃棄物は、できる限り廃棄物の種類ごとに排出量を按分してください。その後、廃棄物の種類ごとに換算係数を用いてそれぞれの重量を算出し、その合計を記入してください。 (換算例) 廃プラスチックとガラスくず等の混合廃棄物 90 m ³ の場合 廃プラスチック 60 m ³ ガラスくず等 30 m ³ に按分 廃プラスチック 60 m ³ × 0.35t/m ³ = 21t ガラスくず等 30 m ³ × 1.00t/m ³ = 30t 合計 51t(排出量)
--

② 個数や台数の場合について 電話機やロッカーなど、排出量が〇台と台数になっているときは、委託した処分業者やメーカーのホームページなどから1台当たりの重量を確認し、総重量を算出してください。
--